

# 第 78 回日本消防協会定例表彰選考基準

## 1 優良消防団の表彰

### (1) 特別表彰まといの授与（根拠条文：表彰規程第 2 条第 2 項）

特別表彰まといは、表彰旗を授与されてから 10 年以上の期間にわたって抜群の成績を維持し、消防庁長官表彰（表彰旗）を授与されるなど他の模範となると認められる消防団に授与する。

#### 【選考基準】

表彰規程第 2 条第 3 項に規定する表彰旗を授与されてから令和 8 年 2 月 1 日時点において、10 年以上抜群の成績を維持している消防団であること。

### (2) 表彰旗の授与（根拠条文：表彰規程第 2 条第 3 項）

表彰旗は、次の各号の一に該当すると認められる消防団（過去に表彰旗を授与された消防団であってその後授与されることなく長期間\*が経過したものも含む。）に授与する。

- ・厳正な規律を保持し熟達した技能を有し、かつ、平素から消防の使命を達成することに努めており、他の模範となる消防団
- ・消防の現場において抜群の功労があり、他の模範となる消防団

#### 【選考基準】

※ 長期間とは、これまでの解釈を引き続き適用し、当面は「概ね 20 年」とする。

### (3) 竿頭綬の授与（根拠条文：表彰規程第 2 条第 4 項）

竿頭綬は、表彰旗を授与される消防団に準ずると認められる消防団に授与する。

#### 【選考基準】

上記(2) に定める表彰旗を授与するに至らないが、これに準ずる活動を行なっている消防団

## 2 優良消防団（職）員の表彰

### (1) 特別功労章の授与（根拠条文：表彰規程第 2 条第 7 項第 3 号）

特別功労章は、次に該当すると認められる者に授与する。

- ・消防業務に献身し、その功労が特に顕著であり、他の模範となる者

#### 【選考基準】

令和 8 年 2 月 1 日時点において、日本消防協会の正会員であり、消防業務に献身し、会長がその功労が特に顕著であると認めた者

## (2) 功績章の授与（根拠条文：表彰規程第2条第9項）

功績章は、次の各号の一に該当すると認められる協会の正会員に授与する。

・その地方の消防の画期的な刷新を行い、当該地方において名望を有し社会的信望がある者

・永年にわたって消防の職務に精励し熟達した技能を習得し、かつ、平素より率先垂範して消防の使命を達成することに努め、その功績が顕著である者

### 【選考基準】

令和8年2月1日時点において、勤続年数が男性会員は15年以上、女性会員は10年以上の者で次のいずれかの基準を満たす者

① その地方の消防に画期的刷新を加え、地方の名望を一身に受ける者

② 永年にわたり勤務勉励、技能熟達かつ、平素能く率先垂範して消防の使命に尽瘁しその功績顕著である者

## (3) 精績章の授与（根拠条文：表彰規程第2条第10項）

精績章は、永年にわたって勤続し、消防の職務に精励し、その成績が優秀であると認められる協会の正会員に授与する。

### 【選考基準】

永年勤続及び消防業務に関し率先垂範その成績優秀で、令和8年2月1日時点において、概ねの勤続年数が男性会員は15年以上、女性会員は10年以上の者

## (4) 勤続章の授与（根拠条文：表彰規程第2条第11項）

勤続章は、30年以上の期間にわたって消防の職務に精励した協会の正会員に授与する。

### 【選考基準】

平素より消防業務に精励し、令和8年2月1日時点において勤続30年以上の者

## 3 優良女性消防隊及びその隊員等の表彰（根拠条文：表彰規程第4条）

前2条の規定は、女性消防隊（女性防火クラブが消火活動を行う場合を含む。）及びその隊員等に関して表彰を実施する場合に準用する。

### (1) 優良女性消防隊の表彰

#### 【選考基準】

女性消防隊で令和8年2月1日時点において、設置後3年以上経過し、かつ、優良な女性消防隊（女性消防団、女性防火クラブ等は除くものとする。ただし、女性防火クラブ等で有事の際に消火活動を行なうものについてはこの限りでない。）

## (2) 優良女性消防隊員の表彰

### 【選考基準】

現に隊員であって、隊員歴が令和8年2月1日時点において10年以上で、女性消防隊の充実・発展に特に貢献した者（女性消防団員及び女性防火クラブ員は除く。ただし、女性防火クラブ員で有事の際に消火活動を行なう者についてはこの限りでない。）

## 4 永年勤続者の表彰

### 【選考基準】

各都道府県消防協会事務局の常勤役職員として、令和8年2月1日時点において在職10年以上におよぶ者で、勤務成績が良好な者（在職年数が10年を増すごとに表彰するものとする。）

なお、都道府県の消防防災課長などの職にあって、消防協会の常務理事等の職を兼ねている場合も含むものとする。

## 5 その他

- (1) 功労章（根拠条文：表彰規程第2条第8項）については、別途の扱いとする。
- (2) 優良消防団（職）員表彰における各章の重複申請は、原則として認めない。ただし、勤続章についての重複は認めるものとする。
- (3) 上申にあっては、団員の定数、充足率及び実員数の増加状況等も含めて留意すること。
- (4) その他この選考基準で定めていない事項等については、別途日本消防協会が定める。

## 6 市町村合併に伴う取扱基準

### (1) 団長歴の取り扱いについて

市町村合併により、消防団長の職にあった者が団長職を解かれ、その後も地域において従前と同程度の職務を行っている場合には、それ以降の期間も原則として団長としての在職期間とみなす。

### (2) 消防団員歴の取り扱いについて

市町村合併により消防団の組織に変更があった場合においても、従前の消防における団員歴、活動実績については引き継ぐものとする。階級については、基準日現在のものとする。

### (3) 連合消防団長等を設置している団体の取り扱いについて

市町村合併後も複数の消防団を置く場合、個々の消防団は表彰の取り扱い上もそれぞれ一の消防団とする。また連合消防団長は、団長として取り扱う。

(4) 市町村合併前に既に表彰を受けた消防団を含む合併後の消防団の取り扱いについて  
既に受賞した消防団とみなす。受賞日は当該表彰の受賞日（複数の表彰を受けている場合は、最初の表彰の受賞日）とする。  
女性消防隊についても上記に準ずるものとする。

(5) 令和7年度中に合併する団体の取り扱い

① 令和8年3月6日までに市町村合併を行う団体

選考基準1から5のとおり取り扱うこととするが、申請時の所属名、所在等に変更がある場合には、速やかに様式の再提出をするものとする。

なお、各調査表に記載する状況等は、合併をする市町村域すべての状況等をまとめたものとする。

② 令和8年3月7日以降市町村合併を行う団体

選考基準1から5のとおり取り扱うこととする。